

定款一部修正について

【現行】 第1章 総則

(事務所) 第2条 当法人は、主たる事務所を 沖縄県 那覇市 に置く。

【修正】 第1章 総則

(事務所) 第2条 当法人は、主たる事務所を 沖縄県 に置く。